

宇情審答申第22号
平成22年12月20日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 毛利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年6月14日付け、22宇建総第521号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「境界確定申請取下げ簿冊 21 8-1 NO.6 添付資料の平面図」について、公文書非公開決定にかかる異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成22年4月21日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「境界確定申請取下げ簿冊 21-8-1 NO.6 添付資料の平面図」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、請求に係る公文書として「境界確定申請取下げ簿冊 21-8-1 NO.6 添付資料の平面図」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 本件公文書の公開に係る決定等

平成22年5月6日、実施機関は、条例第6条第2号に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年5月10日付けで異議申立人に通知した。

4 異議の申立て

平成22年6月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 審査会への諮問

平成22年6月14日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消決定を求める。

2 主張

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 本件公文書は、個人に関する情報ではなく条例第6条第2号に該当しないため、公開すべきである。

(2) 仮に、本件公文書が条例第6条第2号本文に該当する情報であっても、自分の財産に関することであり、条例第6条第2号ただし書イに該当するため公開すべきで

ある。実施機関の理由説明書では、境界確定申請を取り下げた文書であると記載されているが、取り下げられていたとしても法務局で公図訂正されており、どこで境界確定しようとしていたかは自分の財産に影響することであり、自分には知る権利がある。市民全員に公開する必要があるよりも、自分の財産を保護するための知る権利の方が大きいものであるから公開してほしい。

- (3) 西側については境界確定の協議を行ったが、東側については現地にも行っておらずどこで境界確定しようとしていたか知らされていない。隣地所有者が宇治市に提出した境界確定の申請部分を知ることによって、隣地所有者の考えを知ることができるので公開してほしい。また、隣地所有者が、法務局で行った公図訂正を、どのように現地にあてはめようとしているかを知りたい。

警察、司法書士及び弁護士に相談したところ行動した方が良いと言われており、一つの資料として隣地所有者がどのような境界確定を考えているのかははっきり知っておきたい。

- (4) 実施機関の理由説明書では、東側について公図訂正がされず境界確定申請が取り下げられたかのように読み取れるが、実際には異議申立書に記載のとおり法務局での公図訂正はすでに実施されており、宇治市に通知されていないだけの状態であり財産の侵害行為が行われている。市民の財産を保護するためには、このような侵害行為の実態を明らかにする必要がある、情報の公開が必要と考える。
- (5) みんなが見るために情報公開してくれと言っているのではなく、自分の財産を守るために必要なものであって、自分にだけ見せてくれれば良い。他の人の財産が侵害されているわけではなく、自分の財産が侵害されているので、自分だけに公開してほしい。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

- 1 実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。
- 2 条例第6条第2号本文該当性について
 - (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、本件公文書は、これに該当するとして非公開としている。
 - (2) 本件公文書は、代理申請者よりなされた市有土地境界確定申請書に添付されている関係書類のうちの実測平面図が、取下げ簿冊に添付されたものである。

境界確定申請書は、代理申請者より宇治市に提出され、現地での同意協議の不調や、公図と申請地が合致していないことから境界確定できず、その後も状況の進展がなかったため、代理申請者より申請取下げ願書が提出されたことに伴い、代理申請者あてに市有土地境界確定申請取下げ通知書を発行し境界確定申請が取り下げられた。

- (3) 本件公文書は、境界確定のための関係書類であり、その内容は申請者の一方的な言い分であり、隣接者に説明する場合でも利害関係者だけであることから、一般に知られるような内容のものではないと考えている。
- (4) 境界確定が成立した場合であっても、関係書類については申請者の考えを述べているものとして、通常他人に知られたいと認められることが正当であると考えられる。
- (5) 登記簿謄本等と見比べることにより、本件公文書から個人を特定することは可能である。
- (6) 以上(1)～(5)のとおり、本件公文書は条例第6条第2号本文に該当するとして本件処分を行った。

3 条例第6条第2号ただし書イ該当性について

- (1) 条例第6条第2号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報から除外している。
- (2) 「公にすることが必要であると認められる情報」とは、市民全員に対し宇治市が保有する情報を見ることができることであって、隣接者との問題を市民全員が見ることができる状態にするという意味ではない。

よって、個人が宇治市に申請・取り下げた文書を市民だれも見ることができる状態にすることは、情報公開条例上できないため、条例第6条第2号ただし書イには該当しない。

第5 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容並びに実施機関の説明内容に基づき、本件非公開決定の妥当性について審議した結果、以下のよう

1 本件公文書について

本件公文書は、市有土地境界確定申請書に添付されていたものであり境界についての申請者の主張が示されているが、市有土地境界確定申請が取り下げられたことにより取下げ簿冊に綴じられているものである。

2 条例第6条第2号本文該当性について

- (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合

することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定している。

(2) 本件公文書は、市有土地境界確定申請書の添付書類として提出されたものであり、地番等の申請者の個人に関する情報や、境界確定に関する申請者の主張が記載されていることから「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(3) 一般的に、取り下げられた申請書は、添付書類も含めて申請者の一時的な主張を示しているにものに過ぎないと言える。

本件では、市有土地境界確定申請は取り下げられており、本件公文書が公開されると、境界確定に係る申請者の一時的な主張が一般に公になることから、他人に知られたくないということには妥当性があり、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と言えるため、本件公文書は、条例第6条第2号本文に該当する。

3 条例第6条第2号ただし書該当性について

条例第6条第2号本文に該当する場合であっても、異議申立人が主張するように同号ただし書イに該当する場合は非公開情報から除かれるため、本件公文書が、同号ただし書イに該当するか判断する。

条例第6条第2号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の該当性について、異議申立人は、法務局での公図訂正はすでに実施されており財産の侵害行為が行われているため、市民の財産を保護するためには、このような侵害行為の実態を明らかにする必要があり、同号ただし書イに該当するため情報の公開が必要であると主張する。しかし、取り下げられた申請によって財産が侵害されることはなく、そもそも境界確定に際しては、隣接所有者の同意が必要であることから、本件公文書を公開することが、人の生命、財産の保護のために必要とまでは言えない。

また、同号ただし書イに該当するかどうかは、公開しないことにより保護される個人の利益と公開することにより保護される公益とを比較衡量することにより判断することになるが、本件公文書は公益上の理由から特に公開することが必要である情報とまでは言えない。

よって、本件については、同号ただし書イには該当しない。

なお、異議申立人は、本件公文書を自分にだけ公開してほしい旨主張しているが、情報公開制度では公開決定した文書については、対象を限定した公開ではなく何人にも公開される可能性があるものであり、公開決定後の情報をコントロールすることができないため、何人にも公開できるかどうかを判断し、公開の可否を決定する必要があることから、異議申立人の主張を採用することはできない。

4 部分公開の可否について

条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開しなければならない。」と、請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合の、実施機関の部分公開の義務及びその要件を定めている。

本件公文書の地番、土地形状、申請地等の情報は、申請者の自己の土地についての主張を表わしており、非公開情報とするこれらの申請者の主張の部分と、それ以外の部分とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することはできないため、本件公文書全体を非公開とすることには妥当性がある。

第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

参考

本件異議申立ての経過

年 月 日	経 過
平成22年 4月21日	公文書公開請求
平成22年 5月 6日	公文書非公開決定
平成22年 6月 4日	公文書非公開決定に対する異議申立て
平成22年 6月14日	諮問書の受理
平成22年 7月 6日	実施機関から理由説明書收受
平成22年 7月12日	異議申立人から意見書收受
平成22年 9月14日	審査会（第1回）
	異議申立人から意見聴取
	実施機関から意見聴取
平成22年10月14日	審査会（第2回）
平成22年11月18日	審査会（第3回）
平成22年12月17日	審査会（第4回）
平成22年12月20日	答申